

「令和8年度福島県12市町村空き家改修等補助金」のお知らせ

福島県では、令和8年4月1日以降に12市町村外から転入された方が、自ら居住することを目的として行う空き家の改修及び片付けに要する経費に対する補助制度の実施を予定しております。

令和8年3月31日までに12市町村に転入された方については、転入先の市町村が補助制度を実施している場合がございますので、各市町村窓口にお問い合わせください。

(※)12市町村…田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

主な交付要件

- ・ 令和8年4月1日以降に12市町村に転入（住民票を異動）した方
- ・ 12市町村に転入する直前に、連続して3年以上12市町村外に居住していた方
- ・ 自らの意思で12市町村外から転入し、改修工事等を行った空き家に5年以上継続して居住することを誓約できる方
- ・ 平成23年3月11日時点で12市町村外に居住していた方
- ・ 令和9年2月末日までに改修工事等を完了すること
- ・ 改修工事や片付けを行う空き家には、居室のほか生活に必要な水廻りを備えていること
- ・ 改修工事や片付けを行う空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと 等

補助額

- ・ 改修工事の場合、最大250万円（30万円までは自己負担）
- ・ 片付けのみの場合、最大50万円（5万円までは自己負担）

補助対象経費

12市町村に所在する空き家を購入または賃借し、事業者に請け負わせて行う改修（増改築は除く）や片付け（残置物の撤去、運搬、処分、居室の清掃等）に要する経費

申請期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）

申請窓口

【郵送により提出する場合】事務局（株式会社URリンケージ）

住所：〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター4F

【持参により提出する場合】ふくしま12市町村移住支援センター

住所：福島県双葉郡富岡町小浜字中央 295（旧ふたばいんふお）

お問い合わせ先

ふくしま12市町村移住支援補助金コンタクトセンター
TEL 050-2018-6498（平日8:30～17:00）
メール toiwase@12shien.fukushima.jp